

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第54号 発行日：2020（令和2）年11月1日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本訴訟の津田教授の尋問大成功！！

【第33回弁論 原告側：津田教授の証人尋問】

令和2年9月14日、午前10時から、熊本地方裁判所でノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟第33回口頭弁論期日が行われました。今回は、原告側の証人として、津田敏秀教授の尋問が行われました。主尋問は、熊本弁護団の村山雅則弁護士・菅一雄弁護士が担当しました。

津田教授は、岡山大学大学院環境生命科学研究科の教授で「疫学」という学問の専門家であり、医師でもあります。「疫学」とは、汚染魚介類を食べたこと（曝露）と、水俣病の症状との間に、法的な因果関係が認められることを裏付ける重要な理論です。不知火海産魚介類を日常的に食べて四肢末梢優位等の感覚障害が認められれば、チッソ由来のメチル水銀曝露が原因である確率が90%以上なので水俣病と診定してよい、という津田教授の意見書もすでに証拠として提出しています。

これに対し、被告らは、疫学的知見は、個人の因果関係判断には使えないと反論しています。その根拠は、疫学の世界的権威であるロスマン教授が、「疫学的方法では、個人に因果関係を当てはめることはしない」と書いてあることをあげていました。しかし、津田教授の尋問では、被告の根拠とするロスマン教授の論文のこの部分の和訳が間違っていることを指摘しました。つまり、被告の主張が間違っていることを尋問で明らかにしたのです。

また、津田教授は、被告らからの反対尋問にも動揺することなく、堂々と証言しました。

■尋問を担当した菅一雄弁護士の話■

津田教授の話を、どうやったらうまく裁判所に伝わるか検討を重ねてきた。分かりやすい尋問ができたと思う。他の弁護団員からも分かりやすかったと言われた。津田教授が、信頼できる誠実な医師であること、こちらの主張する疫学が、この訴訟においても使える方法だということは伝わったと思う。裁判官からの補充質問も結構あった。これはいいこと。裁判所が本気で疫学に向かい合っているのだと思う。

■園田昭人弁護団長の話■

被告の反対尋問は不十分で、反対尋問になっていなかった。弁護団としての山を超えた。これからは被告側の濱田陸三証人を粉砕する戦いに臨む。

■森正直原告団長の話■

津田教授の生の尋問を聞いて安心した。疫学は個人に適用しても構わないと津田教授は説明していたが、それを裁判所が採用してくれるかどうか。裁判官がどう理解して判断しているのかわからない。でもこれから裁判の重要な局面。頑張っていくしかない。

（以上、報告集会より発言要旨）



写真：熊本訴訟第33回弁論期日報告集会の様子

三橋医師尋問も大成功！！（近畿訴訟）

◆近畿訴訟第23回口頭弁論期日◆

9月2日、ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟第23回期日がありました。今回は、三橋亜由美医師（東大阪生協病院院長）尋問が行われました。

主尋問では、井奥圭介弁護士（近畿弁護団事務局長）が、水俣病の集団検診がどのように行われているのか、検査項目ごとに詳細な質問をしました。次に、谷智恵子弁護士（近畿弁護団）が、公健法の検査の使われ方や共通診断書の集団検診時のバイアスなどについて尋問しました。三橋医師は、最初に水俣病患者の診察をした時に教科書通りではない症状に困惑したと述べ、裁判所に証拠として出されている共通診断書はマニュアルに基づき適切に作成されていること、水俣病と診断された場合は高い信用性が認められることなどについて証言しました。

被告らは、受診者の集め方、水俣病と診断しなかった人は何人いたのか、検診医の集め方、手技の統一などについて反対尋問をしましたが、三橋医師は、臆することなく淡々と証言しました。



写真：近畿訴訟第23回弁論期日報告集会の様子

東京地裁前宣伝行動

東京訴訟の原告・支援者らは9月16日、裁判の再開を求めて裁判所前で宣伝行動を行いました。前々任の鈴木正紀裁判長が、遅れて提訴した原告らを別の部に係属させ原告を分断したため、忌避申立てなどにより抗議し、結局1年間も裁判が行われませんでした。4月の予定だった期日も、コロナのために延期されたままです。原告団は、武藤貴明裁判長に早期の裁判の再開と、一刻も早い救済を求めています。

【今後の予定】

11月6日	近畿訴訟	濱田陸三医師	証人尋問
2月4日	熊本訴訟	中村好一医師	証人尋問
12月16日	近畿訴訟	津田敏秀医師	証人尋問
1月29日	東京訴訟	(民事10部)	更新弁論
2月10日	近畿訴訟	中村好一医師	証人尋問
3月10日	近畿訴訟	上野真也教授	証人尋問

とある弁護団員のヒトリゴト

八木重吉さんの「素朴な琴」という詩を知ったのは中学生のときでした。国語の試験に出題されていたのですが、読んだ瞬間、震えるような感動を覚えました。試験の結果？もちろん満点です。この裁判でも勝利してみんなで感動しましょう！

(熊本弁護団・池田 泉)

すべての水俣病患者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病患者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病患者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団 (※11/1～下記に変更)
〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目16-1 マルダイビル1階
たんぼぼ法律事務所内 (担当 広瀬)
電話 096-247-6185 FAX 096-247-6186 HP <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索

